

I 地方自治の根幹を揺るがしかねない 近年の地方法人課税の動向

■ **法人事業税の暫定措置の導入 (H20年度)**

- ・ 法人事業税の一部を、地方法人特別税として国税化
- ・ 国税化された税収は、地方法人特別譲与税として課税根拠と無関係に配分

【東京都の影響額】 約△1兆円 (累計)

受益と負担という地方税の原則に反した措置

■ **地方法人税の導入 (H26年度)**

- ・ 法人住民税の一部を地方法人税として国税化
- ・ 地方法人税の税収は、全額を地方交付税原資化

【東京都の影響額】 約△1,800億円 (平年度)

地方税の原則・地方分権の考え方に反した措置を恒久化

■ **法人実効税率引下げに関する動向 (H27以降)**

- ・ 国が法人実効税率の引下げを「骨太の方針」に明記
- ・ 代替財源の確保や、地方自治体の超過課税のあり方が焦点化
- ・ 東京都などに超過課税の廃止等を要請する意向が国にある旨の報道

代替財源なき法人実効税率の引下げは地方へ甚大な影響

国が超過課税の廃止等を要請することは、憲法によって保障された地方の課税自主権を無視する行為

■ **今後実施が想定される偏在是正措置等 (H27以降)**

- ・ 地方法人特別税の廃止 (消費税率10%引上げ段階) とともに、他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討
- ・ 法人住民税の地方交付税原資化のさらなる拡大

地方間による財源調整が拡大すれば自主財源の拡充による地方分権改革が更に後退

**たび重なる税制度の不合理的な変更により
地方自治の後退が懸念される**

東京都の主張

I ■ **基本的主張**

- ☞ **国と地方の税収比率を歳出比率に見合うものとしていくこと**

国と地方の歳出比率が4：6である一方、租税収入の配分における国と地方の比率が6：4であるという逆転した状況を解消し、総体としての地方税財源の充実強化を目指すことが重要

【国と地方の歳入歳出比率】 国 税：地 方 税 = 57.7% (47.0兆円)：42.3% (34.5兆円)
国歳出：地方歳出 = 41.7% (68.3兆円)：58.3% (95.5兆円)

II ■ **法人実効税率引下げ**

- ☞ **確実な代替財源を確保し、地方交付税の不交付団体を含むすべての地方に影響を与えないこと**

- ・ 確実な代替財源なき引下げは、将来に深刻な影響
- ・ 超過課税の廃止・引下げを国が要請することは、地方の課税自主権を無視した行為
- ・ 外形標準課税の拡大は、地方税のあるべき姿の一つだが、中小法人への拡大には慎重であるべき

【東京都への影響】 国税△1%⇒最大△250億円 地方税△1%⇒最大△2,000億円

【超過税率の状況】 東京都：35.6% 全国平均：35.3% 標準税率：34.6%

III ■ **法人事業税の暫定措置**

- ☞ **確実に撤廃し、地方税として復元すべき**

- ・ 暫定措置は、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の措置であり、受益と負担という地方税の原則に反し、地方分権に逆行するものであることから、速やかに撤廃し、地方税として復元すべき

■ **他の偏在是正措置**

- ☞ **これ以上の偏在是正措置を検討する理由はない**

- ・ 地方消費税が拡充されることにより、法人事業税の暫定措置を撤廃しても、税収の偏在度は、暫定措置導入前の水準を下回り、他の偏在是正措置を検討する合理的理由はもはや存在しない

人口1人当たり 道府県税収格差	17年度 (暫定措置 導入判断時)	24年度	暫定措置 撤廃・復元	消費税率10% (地方消費税率2.2%)
最大 (東京) / 最小 (沖縄)	3.16倍	2.51倍	2.66倍	2.52倍

■ **地方法人税 (法人住民税の地方交付税原資化)**

- ☞ **自主財源である地方税を縮小することに他ならず、地方分権に逆行**

- ・ 市町村を含む地方全体の貴重な自主財源である法人住民税の国税化・地方交付税原資化は、将来にわたり地方全体の財政自主権を弱め、地方交付税への依存を高める
- ・ 地方交付税が増える保障はなく、地方の財源が国の財政再建に用いられる恐れ